

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権及び著作隣接権の保護期間の延長。
法改正を必要とする理由	<p>著作権保護期間は、ロシアを除く主要国のほとんどで著作者の死後、あるいは公表後 70 年になっており、わが国が 50 年に止まっている現状は、著作権保護の国際的均一性を妨げています。</p> <p>特に、ネットワーク上でのコンテンツの流通が進む中、著作権者の本国では保護される著作物が、日本では無許諾で利用できることになりかねません。</p> <p>また、知財立国が叫ばれておりますが、その根本にあるのは著作者の創造力であり、知財立国の実を挙げるためには、保護期間の延長により著作者への利益の還元を主要国並のレベルにそろえることが必要です。</p> <p>なお、特に音楽においては、著作物を広く享受してもらうためには、実演家、レコード製作者の存在が不可欠であり、保護期間について著作隣接権者にも著作権者と同等の権利を与えなければ実効性に乏しいものとなってしまいます。</p> <p>コンテンツ・ビジネスにおいては、今後、ボーダーレス化がいよいよ進展するものと考えられ、国際協調を図りつつコンテンツ・ビジネスを発展させていくために、著作権及び著作隣接権の保護期間延長はぜひ必要と考えます。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法 第 51 条第 2 項、第 101 条第 2 項等</p> <p>第 51 条第 2 項、第 101 条第 2 項等に 50 年とある権利の存続期間をそれぞれの起算点から 70 年に延長する。</p>
団体名	社団法人音楽出版社協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>著作権及び著作隣接権保護期間の延長</p> <p>(1) 著作権の保護期間を現行の著作物の創作の時から著作者の死後「50年」までを欧米諸国並に著作者の死後「70年」まで延長する。</p> <p>(2) 著作物を国民に伝える重要な役割をもつ実演及びレコード（著作隣接権）の保護期間についても、現行の実演又は発行から「50年」までを実演又は発行から「70年」までに延長する。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1) 著作権の保護期間の延長</p> <p>著作権の保護期間については、著作者の死後「70年」までが今や欧米諸国の標準となりつつある。ベルヌ条約の相互主義の下で、我が国がこのまま「死後50年」を維持していれば、「死後70年」を採用している国において著作権が存続している著作物を我が国が自由に利用することができることから、国際的に問題視されている。また「死後70年」を採用している国においても我が国の著作物は「死後50年」までしか保護されず、その分経済的利益を得る機会を失うことになる。デジタル技術の進展やインターネットの普及によって、著作物が国境を越えて地球規模で利用されており、日本の音楽が海外で利用される機会が急激に増加している。このような環境にあつて、国際的に保護期間を平準化することが必要であり、欧米諸国並みの「死後70年」に保護期間を延長すべきである。</p> <p>(2) 著作隣接権の保護期間の延長</p> <p>音楽は作詞・作曲家により創作され、アーティストなどの実演家によって表現され、レコード会社によって広く国民に届けられている。保護機関の延長により音楽創造に携わる者のインセンティブが高まり、その時代を反映した文化的価値のある音楽を長く国民に提供していくことができる。従つて、実演家及びレコードについても、実演又は発行後「70年」まで、保護期間を延長すべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 条</p> <p>(1) 著作権法第51条第2項の一部変更</p> <p>(2) 著作権法第101条第2項の一部変更</p>
団体名	全日本音楽作家協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>著作権及び著作隣接権保護期間の延長</p> <p>(1) 著作権の保護期間を現行の著作物の創作の時から著作者の死後「50年」までを欧米諸国並に著作者の死後「70年」まで延長する。</p> <p>(2) 著作物を国民に伝える重要な役割をもつ実演及びレコード（著作隣接権）の保護期間についても、現行の実演又は発行から「50年」までを実演又は発行から「70年」までに延長する。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1) 著作権の保護期間の延長</p> <p>著作権の保護期間については、著作者の死後「70年」までが今や欧米諸国の標準となりつつある。ベルヌ条約の相互主義の下で、我が国がこのまま「死後50年」を維持していれば、「死後70年」を採用している国において著作権が存続している著作物を我が国が自由に利用することができることから、国際的に問題視されている。また「死後70年」を採用している国においても我が国の著作物は「死後50年」までしか保護されず、その分経済的利益を得る機会を失うことになる。デジタル技術の進展やインターネットの普及によって、著作物が国境を越えて地球規模で利用されており、日本の音楽が海外で利用される機会が急激に増加している。このような環境にあつて、国際的に保護期間を平準化することが必要であり、欧米諸国並みの「死後70年」に保護期間を延長すべきである。</p> <p>(2) 著作隣接権の保護期間の延長</p> <p>音楽は作詞・作曲家により創作され、アーティストなどの実演家によって表現され、レコード会社によって広く国民に届けられている。保護機関の延長により音楽創造に携わる者のインセンティブが高まり、その時代を反映した文化的価値のある音楽を長く国民に提供していくことができる。従って、実演家及びレコードについても、実演又は発行後「70年」まで、保護期間を延長すべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 条</p> <p>(1) 著作権法第51条第2項の一部変更</p> <p>(2) 著作権法第101条第2項の一部変更</p>
団体名	全日本児童音楽協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権の保護期間の延長について
法改正を必要とする理由	<p>著作権制度に関する国内外の諸情勢変化に鑑み、著作権等の適切なる保護に資するため、舞台脚本及び舞台美術(道具帳)の著作権の存続期間を公表後五十年から公表後七十年に延長し、万一著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実し、著作物等の公正な利用を図る必要があると思われまます。</p> <p>これが、この法律案を提言する理由であります。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第五十一条(保護期間の原則)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作権の死後(共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。)七十年を経過するまでの間、存続する。</p>
団体名	社団法人 日本演劇協会

著作権法改正に関する要望事項

著作権及び著作隣接権の保護期間の延長

要望の趣旨	<p>著作権(1)及び著作隣接権(2)の保護期間の延長</p> <p>(1) 著作権の保護期間を、現行の著作物の創作の時から著作者の死後「50年」までを欧米諸国並みに著作者の死後「70年」までに延長する。</p> <p>(2) 著作物を国民に伝える重要な役割をもつ実演、レコード、放送及び有線放送(著作隣接権)の保護期間についても、現行の実演、レコード発行、放送又は有線放送が行われた日から「50年」までを、それぞれ「70年」までに延長する。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1) 著作権の保護期間の延長</p> <p>著作権の保護期間については、著作者の死後「70年」までが今や欧米諸国の標準となりつつある。</p> <p>ベルヌ条約の相互主義の下で、我が国がこのまま「死後50年」を維持していれば、「死後70年」を採用している国において著作権が存続している著作物を我が国では自由に利用することができることから、国際的に問題視されている。また、「死後70年」を採用している国においても我が国の著作物は「死後50年」までしか保護されず、その分経済的利益を得る機会を失うこととなる。</p> <p>デジタル技術の進展やインターネットの普及によって、著作物が国境を越えて地球規模で利用されており、日本の音楽が海外で利用される機会が急激に増加している。このような環境にあって、国際的に保護期間を平準化することが必要であり、欧米諸国並みの「死後70年」に保護期間を延長すべきである。</p> <p>(2) 著作隣接権の保護期間の延長</p> <p>音楽は、作詞・作曲家により創作され、アーティストなどの実演家によって表現され、レコード会社、放送会社及び有線放送会社によって広く国民に届けられている。保護期間の延長により音楽創造に携わる者のインセンティブが高まり、その時代を反映した文化的価値のある音楽を長く国民に提供していくことができる。従って、実演、レコード、放送及び有線放送(著作隣接権)についても、それぞれ「70年」まで保護期間を延長すべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>(1) 著作権法第51条第2項の一部変更</p> <p>(2) 著作権法第101条第2項の一部変更</p>
団体名	日本音楽作家団体協議会(FCA)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権及び著作隣接権の保護期間を延長する。
法改正を必要とする理由	<p>著作権保護期間は、先進主要国のほとんどで著作者の死後（あるいは公表後）70年になっており、わが国が50年に止まっている現状は、国際的な著作権保護の均一性を妨げることに繋がっている。</p> <p>特に、ネットワーク上でのコンテンツの流通が進む現在、著作権者の本国では保護されている著作物が、日本では無許諾で利用できるという事態を招くことも予想される。</p> <p>また、知財立国が叫ばれているが、その根本にあるのは著作者の創造力であり、知財立国の実を挙げるためには、保護期間の延長により著作者への利益の還元を主要国並のレベルにそろえることが必要である。</p> <p>なお、特に音楽においては、著作物を広く享受してもらうためには、実演家、レコード製作者の存在が不可欠であり、保護期間について著作隣接権者にも著作権者と同等の権利を与えなければ実効性に乏しいものとなると考えられる。</p> <p>コンテンツ・ビジネスにおいては、今後、ボーダーレス化がいよいよ進展するものと考えられ、国際協調を図りつつコンテンツ・ビジネスを発展させていくために、著作権及び著作隣接権の保護期間延長はぜひ実現の必要がある。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法 第51条第2項、第101条第2項等の改正</p> <p>第51条第2項、第101条第2項等に50年とある権利の存続期間をそれぞれの起算点から70年に延長する。</p>
団体名	日本音楽団体協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権の存続期間を著作者の「死後 50 年を経過するまでの間」から「死後 70 年までの間」へ延長する。
法改正を必要とする理由	<p>1 創作者の保護の強化</p> <p>経済的な豊かさを獲得した我が国が、心豊かな活力ある社会を形成するためには、文化芸術の担い手である創作者の権利をより手厚く保護し、新たな創造を促進することが必要である。</p> <p>著作権の保護期間は、「著作者とその直系の子孫の平均的な生存期間即ち 3 世代が含まれる」¹のが公正妥当であるといわれている。すでに欧米の平均寿命を上回る我が国においては、欧米と同等の「死後 70 年」に延長することが適当である。</p> <p>2 国際間の調和</p> <p>欧米先進諸国の多くがすでに保護期間を「死後 70 年」としており、アジア太平洋地域においても、シンガポールが本年 7 月「死後 70 年」を採用し、オーストラリアでも来年 1 月に延長されることが確実視されている。</p> <p>「知的財産戦略の推進」を国策とし、コンテンツビジネスの積極的な海外展開を進めようとしている我が国は、保護期間をはじめとする著作権保護のあり方について、国際間の調和を図るよう努力すべきである。</p> <p>また、我が国は、平和条約に基づいて定められた戦時加算²により、連合国民の著作権については、すでに「死後 50 年」を越えて保護している実態があることから、この問題を整理しつつ保護期間の延長を図るべきである。</p> <p>3 コンテンツ創造サイクルの活性化</p> <p>我が国が保護期間を「死後 50 年」としていれば、「死後 70 年」を採用している国においても我が国の著作物は「死後 50 年」までしか保護されず、その分経済的利益を得る機会を失うこととなる。</p> <p>保護期間を延長し、著作物からの収益性や資金調達力を高め、新たな創作活動に投じる資金を増大させることにより、コンテンツ創造サイクルの活性化と国際競争力の向上を図るべきである。</p>
改正条項及び内容	第 51 条第 2 項の一部変更等
団体名	社団法人 日本音楽著作権協会

1 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（パリ規定，1971 年）逐条解説（WIPO 国際事務局 Claude Masouye）

2 平和条約では、連合国の国民が、第二次大戦前または大戦中に取得した著作権については、通常の保護期間に 1941 年 12 月 7 日から条約発効までの期間を加算することとされている。（平和条約第 15 条（C）、連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>著作権の保護期間の延長</p> <p>著作権の保護期間を現行の死後50年から死後70年に延長していただきたい。</p>
法改正を必要とする理由	<p>米国、EU諸国においては、著作権の保護期間が死後70年に延長されてきているが、我が国が死後50年となっているため、ベルヌ条約批准国間における相互主義において、我が国より保護期間が長い国では、我が国の著作物の著作物が死後50年しか保護されない。</p> <p>このことにより、我が国の著作者が経済的不利益を被ることが考えられる。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第51条2項</p> <p>「著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第1項において同じ。）50年を経過するまでの間、存続する。」を、「著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第1項において同じ。）70年を経過するまでの間、存続する。」に改正。</p>
団体名	協同組合 日本脚本家連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	実演家の著作隣接権に関する保護期間を延長する。
法改正を必要とする理由	<p>EUでは、1993年に著作権等の保護期間の調和に関する指令が成立し、著作権に係る保護期間を著作者の死後70年にするなどの措置をEU加盟各国に求めている。この指令を受け、EU加盟各国の国内法においては、必要な保護期間の延長等を履行している。また、このようなEUの動向を受けて、アメリカにおいても著作権等の保護期間が延長されている。</p> <p>このような各国の動向を踏まえて、わが国においても平成15年の著作権法改正において、映画の著作物に関して保護期間が50年から70年に延長されたところである。</p> <p>このように著作権及び著作隣接権の保護期間の延長は国際的な潮流であり、保護期間の違いは著作物等の国際的な流通を阻害するおそれがある。また、国内においても、著作者の著作権と実演家等の著作隣接権者との保護期間に差を設けることは、合理的根拠を欠くことは明らかであり、バランスを失することにもなる。したがって、知財立国を目指すわが国としては、早急に実演家の著作隣接権に関する保護期間を延長するよう著作権法を改正する必要がある。</p>
改正条項及び内容	著作権法第101法の規定について、必要な見直しを行う。
団体名	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター（CPRA）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>著作権及び著作隣接権保護期間の延長</p> <p>(1) 著作権の保護期間を現行の著作物の創作の時から著作者の死後「50年」までを欧米諸国並に著作者の死後「70年」まで延長する。</p> <p>(2) 著作物を国民に伝える重要な役割をもつ実演及びレコード（著作隣接権）の保護期間についても、現行の実演又は発行から「50年」までを実演又は発行から「70年」までに延長する。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1) 著作権の保護期間の延長</p> <p>著作権の保護期間については、著作者の死後「70年」までが今や欧米諸国の標準となりつつある。ベルヌ条約の相互主義の下で、我が国がこのまま「死後50年」を維持していれば、「死後70年」を採用している国において著作権が存続している著作物を我が国が自由に利用することができることから、国際的に問題視されている。また「死後70年」を採用している国においても我が国の著作物は「死後50年」までしか保護されず、その分経済的利益を得る機会を失うことになる。デジタル技術の進展やインターネットの普及によって、著作物が国境を越えて地球規模で利用されており、日本の音楽が海外で利用される機会が急激に増加している。このような環境にあって、国際的に保護期間を平準化することが必要であり、欧米諸国並みの「死後70年」に保護期間を延長すべきである。</p> <p>(2) 著作隣接権の保護期間の延長</p> <p>音楽は作詞・作曲家により創作され、アーティストなどの実演家によって表現され、レコード会社によって広く国民に届けられている。保護機関の延長により音楽創造に携わる者のインセンティブが高まり、その時代を反映した文化的価値のある音楽を長く国民に提供していくことができる。従って、実演家及びレコードについても、実演又は発行後「70年」まで、保護期間を延長すべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 条</p> <p>(1) 著作権法第51条第2項の一部変更</p> <p>(2) 著作権法第101条第2項の一部変更</p>
団体名	日本現代音楽協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>著作権及び著作隣接権保護期間の延長</p> <p>(1) 著作権の保護期間を現行の著作物の創作の時から著作者の死後「50年」までを欧米諸国並に著作者の死後「70年」まで延長する。</p> <p>(2) 著作物を国民に伝える重要な役割をもつ実演及びレコード（著作隣接権）の保護期間についても、現行の実演又は発行から「50年」までを実演又は発行から「70年」までに延長する。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1) 著作権の保護期間の延長</p> <p>著作権の保護期間については、著作者の死後「70年」までが今や欧米諸国の標準となりつつある。ベルヌ条約の相互主義の下で、我が国がこのまま「死後50年」を維持していれば、「死後70年」を採用している国において著作権が存続している著作物を我が国が自由に利用することができることから、国際的に問題視されている。また「死後70年」を採用している国においても我が国の著作物は「死後50年」までしか保護されず、その分経済的利益を得る機会を失うことになる。デジタル技術の進展やインターネットの普及によって、著作物が国境を越えて地球規模で利用されており、日本の音楽が海外で利用される機会が急激に増加している。このような環境にあって、国際的に保護期間を平準化することが必要であり、欧米諸国並みの「死後70年」に保護期間を延長すべきである。</p> <p>(2) 著作隣接権の保護期間の延長</p> <p>音楽は作詞・作曲家により創作され、アーティストなどの実演家によって表現され、レコード会社によって広く国民に届けられている。保護期間の延長により音楽創造に携わる者のインセンティブが高まり、その時代を反映した文化的価値のある音楽を長く国民に提供していくことができる。従って、実演家及びレコードについても、実演又は発行後「70年」まで、保護期間を延長すべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 条</p> <p>(1) 著作権法第51条第2項の一部変更</p> <p>(2) 著作権法第101条第2項の一部変更</p>
団体名	日本作詩家協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>著作権及び著作隣接権保護期間の延長</p> <p>(1) 著作権の保護期間を、現行の著作物の創作の時から著作者の死後「50年」までを欧米諸国並みに著作者の死後「70年」までに延長する。</p> <p>(2) 著作物を国民に伝える重要な役割をもつ実演及びレコード(著作隣接権)の保護期間についても、現行の実演又は発行から「50年」までを実演又は発行から「70年」までに延長する。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1) 著作権の保護期間の延長</p> <p>著作権の保護期間については、著作者の死後「70年」までが今や欧米諸国の標準となりつつある。</p> <p>ベルヌ条約の相互主義の下で、我が国がこのまま「死後50年」を維持していれば、「死後70年」を採用している国において著作権が存続している著作物を我が国では自由に利用することができることから、国際的に問題視されている。また、「死後70年」を採用している国においても我が国の著作物は「死後50年」までしか保護されず、その分経済的利益を得る機会を失うこととなる。</p> <p>デジタル技術の進展やインターネットの普及によって、著作物が国境を越えて地球規模で利用されており、日本の音楽が海外で利用される機会が急激に増加している。このような環境にあつて、国際的に保護期間を平準化することが必要であり、欧米諸国並みの「死後70年」に保護期間を延長すべきである。</p> <p>(2) 著作隣接権の保護期間の延長</p> <p>音楽は、作詞・作曲家により創作され、アーティストなどの実演家によって表現され、レコード会社によって広く国民に届けられている。保護期間の延長により音楽創造に携わる者のインセンティブが高まり、その時代を反映した文化的価値のある音楽を長く国民に提供していくことができる。従つて、実演及びレコードについても、実演又は発行後「70年」まで保護期間を延長すべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>(1) 著作権法第51条第2項の一部変更</p> <p>(2) 著作権法第101条第2項の一部変更</p>
団体名	JCAA・日本作編曲家協会

著作権法改正に関する要望事項

<p>要望の趣旨</p>	<p>◎ 著作権及び著作隣接権保護期間の延長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 著作権の保護期間を現行の著作物の創作の時から著作者の死後「50年」までを欧米諸国並に著作者の死後「70年」までに延長する。 2. 著作物を国民に伝える重要な役割をもつ実演及びレコード(著作隣接権)の保護期間についても、現行の実演又は発行から「50年」までを実演又は発行から「70年」までに延長する。
<p>法改正を必要とする理由</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 著作権の保護期間の延長 著作権の保護期間については、著作者の死後「70年」までが今や欧米諸国の標準となりつつある。 ベルヌ条約の相互主義の下で、我国がこのまま「死後50年」を維持していれば、「死後70年」を採用している国において著作権が存続している著作物を我国では自由に利用することができることから、国際的に問題視されている。また、「死後70年」を採用している国においても我国の著作物は「死後50年」までしか保護されず、その分経済的利益を得る機会を失うこととなる。 デジタル技術やインターネットの普及によって、著作物が国境を越えて地球規模で利用されており、日本の音楽が海外で利用される機会が急激に増加している。このような環境にあつて、国際的に保護期間を平準化することが必要であり、欧米諸国並の「死後70年」に保護期間を延長すべきである。 2. 著作隣接権の保護期間の延長 音楽は、作詞・作曲家により創作され、アーティストなどの実演家によって表現され、レコード会社によって広く国民に届けられている。保護期間の延長により音楽創造に携わる者のインセンティブが高まり、その時代を反映した文化的価値のある音楽を長く国民に提供していくことができる。したがって、実演及びレコードについても、実演又は発行後「70年」まで保護期間を延長すべきである。
<p>改正条項及び内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 著作権法 第51条第2項の一部変更 2. 著作権法 第101条第2項の一部変更
<p>団体名</p>	<p>社団法人 日本作曲家協会</p>

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>著作権保護期間の延長 現行の著作者の死後「50年」までを欧米諸国並みに「70年」までに延長する。</p>
法改正を必要とする理由	<p>著作権保護期間の延長 著作者の死後「70年」までが、今や欧米諸国の標準となりつつある。 我が国の著作物は「70年」を採用している国でも「50年」しか保護されず、経済的利益を失うことになる。 又、その逆もあるわけで、死後「70年」を採用している国の著作物であっても、我国では「50年」しか保護しないことになり、その後は自由に使用出来ることになり、「70年」を採用している国からは苦情が殺到することとなるであろう。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 51条第2項の一部変更</p>
団体名	<p>社団法人 日本作曲家協議会</p>

(106)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権及び著作隣接権保護期間の延長 (1) 著作権の保護期間を現行の著作物の創作の時から著作者の死後「50年」までを欧米諸国並に著作者の死後「70年」まで延長する。 (2) 著作物を国民に伝える重要な役割をもつ実演及びレコード（著作隣接権）の保護期間についても、現行の実演又は発行から「50年」までを実演又は発行から「70年」までに延長する。
法改正を必要とする理由	(1) 著作権の保護期間の延長 著作権の保護期間については、著作者の死後「70年」までが今や欧米諸国の標準となりつつある。ベルヌ条約の相互主義の下で、我が国がこのまま「死後50年」を維持していれば、「死後70年」を採用している国において著作権が存続している著作物を我が国が自由に利用することができることから、国際的に問題視されている。また「死後70年」を採用している国においても我が国の著作物は「死後50年」までしか保護されず、その分経済的利益を得る機会を失うことになる。デジタル技術の進展やインターネットの普及によって、著作物が国境を越えて地球規模で利用されており、日本の音楽が海外で利用される機会が急激に増加している。このような環境にあって、国際的に保護期間を平準化することが必要であり、欧米諸国並みの「死後70年」に保護期間を延長すべきである。 (2) 著作隣接権の保護期間の延長 音楽は作詞・作曲家により創作され、アーティストなどの実演家によって表現され、レコード会社によって広く国民に届けられている。保護機関の延長により音楽創造に携わる者のインセンティブが高まり、その時代を反映した文化的価値のある音楽を長く国民に提供していくことができる。従って、実演家及びレコードについても、実演又は発行後「70年」まで、保護期間を延長すべきである。
改正条項及び内容	著作権法第 条 (1) 著作権法第51条第2項の一部変更 (2) 著作権法第101条第2項の一部変更
団体名	日本詩人連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作物の保護期間を延長する。
法改正を必要とする理由	<p>商業社会における著作権は、財産権としての側面が益々重視され、この2～3年よく言われている知財立国も、まさにこの事を指している。財産権として著作権を捉えたとき、その保護期間が長期である事が作者の要請であることは自明の理である。映画の著作物はEU圏の死後70年に沿う形で、公表後70年とされたが、一般の著作物及び団体名義の著作物について50年に留めておかなければならない積極的な理由は見当たらない。著作権については、30年、38年、50年と保護期間が順次延長されてきたが、これは国際的な標準との整合性もあるが、平均寿命が延びてきた事、利用範囲（商品化など）が内外に拡大してきた事、及びデジタル化による著作物の劣化が少ないことなどの複合的要因が考えられる。著作権について最も長期の保護期間を定めているのは米国であるが、将来的には、世界各国の保護期間もこれに収斂していくものと思われる。そこで我が国における保護期間も個人の著作物について死後70年、団体名義の著作物について公表後70年に延長として頂きたい。</p>
改正条項及び内容	<p>■著作権法 第51条（保護期間の原則）第2項 「～作者の死後50年～」とあるのを「～作者の死後70年～」とする。</p> <p>■著作権法 第53条（団体名義の著作物の保護期間）第1項 「～公表後50年（～創作後50年以内に公表されなかったときは、その創作後50年）を経過するまでの間、存続する。」とあるのを「公表後70年（～創作後70年以内に公表されなかったときは、その創作後70年）を経過するまでの間、存続する。」とする。</p>
団体名	日本商品化権協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>著作権及び著作隣接権保護期間の延長</p> <p>(1) 著作権の保護期間を現行の著作物の創作の時から著作者の死後「50年」までを欧米諸国並に著作者の死後「70年」まで延長する。</p> <p>(2) 著作物を国民に伝える重要な役割をもつ実演及びレコード（著作隣接権）の保護期間についても、現行の実演又は発行から「50年」までを実演又は発行から「70年」までに延長する。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1) 著作権の保護期間の延長</p> <p>著作権の保護期間については、著作者の死後「70年」までが今や欧米諸国の標準となりつつある。ベルヌ条約の相互主義の下で、我が国がこのまま「死後50年」を維持していれば、「死後70年」を採用している国において著作権が存続している著作物を我が国が自由に利用することができることから、国際的に問題視されている。また「死後70年」を採用している国においても我が国の著作物は「死後50年」までしか保護されず、その分経済的利益を得る機会を失うことになる。デジタル技術の進展やインターネットの普及によって、著作物が国境を越えて地球規模で利用されており、日本の音楽が海外で利用される機会が急激に増加している。このような環境にあつて、国際的に保護期間を平準化することが必要であり、欧米諸国並みの「死後70年」に保護期間を延長すべきである。</p> <p>(2) 著作隣接権の保護期間の延長</p> <p>音楽は作詞・作曲家により創作され、アーティストなどの実演家によって表現され、レコード会社によって広く国民に届けられている。保護機関の延長により音楽創造に携わる者のインセンティブが高まり、その時代を反映した文化的価値のある音楽を長く国民に提供していくことができる。従って、実演家及びレコードについても、実演又は発行後「70年」まで、保護期間を延長すべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 条</p> <p>(1) 著作権法第51条第2項の一部変更</p> <p>(2) 著作権法第101条第2項の一部変更</p>
団体名	日本童謡協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権保護期間の延長
法改正を必要とする理由	映画の著作物の保護期間が延長されました。映画に使われる著作物の保護期間が50年のままになっては、映画に使用された著作物の著作権が切れているのに映画にだけ著作権が残ってしまいます。外国の保護期間とも合わせる必要があると考えます。
改正条項及び内容	著作権法第101条 それぞれ保護期間を70年とする。
団体名	協同組合 日本俳優連合

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権の保護期間の延長
法改正を必要とする理由	<p>映画やアニメ、ゲームソフト等の映像コンテンツの著作権保護期間が公表後 50 年から 70 年に延長されたことはわが国のコンテンツビジネスの振興の見地から歓迎すべきことです。しかし、瞬時にして様々な情報が国際間を飛びかう今日のインターネット時代にあっては、映像コンテンツのみではなく、他の分野のコンテンツ保護期間についても国際的なハーモナイゼーションが必要であります。保護期間が 70 年の海外において日本の著作物が 50 年しか保護されないのは大きな不利益であり、欧米並みの「死後 70 年」に延長していただきたい。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法 51 条</p> <p>2. 著作権は、この節に別段の定めがある場合場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。) 70 年を経過するまでの間、存続する。</p>
団体名	社団法人日本美術家連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	実演家としての日本舞踊家の著作隣接権の保護期間の延長
法改正を必要とする理由	<p>実演家としての日本舞踊家は、わが国の伝統芸能全般に共通することであるが、実演の開始あるいは活動は、十代乃至十代以前の場合が通例であり、このことによって伝統の継承が正しく行われてきた。</p> <p>著作隣接権においても、実演家は最大限に保護されるべきである。</p> <p>現行法の50年では、日本舞踊の場合、実演家の生存中に大部分保護期間が満了、消滅してしまうことになり、実演の保護期間を更に20年延長した70年に改正することを強く要望するものである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第101条</p> <p>「著作隣接権の存続期間は…(中略)…50年を経過した時をもって満了する」とあるを</p> <p>「著作隣接権の存続期間は…(中略)…70年を経過した時をもって満了する」と改める</p>
団体名	社団法人 日本舞踊協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	レコードの保護期間の70年への延長
法改正を必要とする理由	著作権の保護期間は、著作者の死後「70年」までが今や欧米諸国の標準となっており、日本においても死後「70年」が適切であると考えられるが、レコードについても、レコード製作者のインセンティブを高め、文化的価値のある音楽を長く国民に提供していくことを可能とするために、レコードの保護期間をレコード発行後「70年」に延長する必要がある。
改正条項及び内容	著作権法第101条2項の改正 「レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して70年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して70年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して70年）を経過した時」
団体名	社団法人 日本レコード協会

著作権法改正に関する要望事項

17. 保護期間延長には慎重であるべき

要望の趣旨	<p>著作物の保護期間を延長し、公有に帰する時期を遅らせることは、公有となった著作物を利用した新たな創作や、新たなビジネス創設の足かせとなる。保護期間の延長に関する検討は、期間を延長することが有するこのような側面について配慮し、慎重になされるべきである。</p> <p>なお、映画の著作物の保護期間の延長については、著作権を製作者に集中するという特殊な法制になっていることに鑑み法改正が行われたが、他の著作物に直ちに妥当するものではない。</p>
法改正を必要とする理由	
改正条項及び内容	
団体名	社団法人電子情報技術産業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>公表される著作物全体の中ではごく少数に過ぎない長期間、商業価値を有する著作物の為に行われる安易な著作権延長が「とぼっちり」を食らわせる形で、本来ならばパブリック・ドメイン化によって広く国民に開放されるべき著作物の利用を妨げることの無いよう、映画著作物に関してはベルヌ条約の最低基準である 50 年を超える期間の延長を無条件とせず「著作権者が延長を希望する場合は少額の手数料を納付するよう求める」などの方法を検討すべきである。</p>
法改正を必要とする理由	<p>ベルヌ条約においては第 7 条第 2 項で映画著作物に関しては公表後 50 年間の保護を加盟国に義務付けているところ、日本では昨年の改正でこれをさらに 20 年延長したところである。他方、昨年 2 月に米国の連邦最高裁で下された「ミッキーマウス延命法」合憲判決は「著作権本来の理念そのものを歪めるものである」と言う批判に晒されているところであり、これを安易に「国際的傾向」と位置付けて追従する姿勢は厳に慎まなければならない。現に、日本では「青空文庫」を始めパブリック・ドメイン化の恩恵によるプロジェクトが開花する兆候を見せており、こうした活動を安易な著作権の延長によって公表される著作物全体の中ではごく少数に過ぎない長期間、商業価値を有する著作物の為「とぼっちり」を食らわせる形で妨げることが第 1 条の「文化的所産の公正な利用に留意」する目的に合致するものであるとは到底、考えられない。本年 5 月 28 日の衆議院文部科学委員会における城内実議員の質問においても公表後、相当期間を経過し商業的価値の逡減した映画著作物のパブリック・ドメイン化を促進すべきではないかと指摘されており、長期間にわたり高い商業価値を有する著作物と商業的価値の逡減した著作物のパブリック・ドメイン化を矛盾しない形で実現する方法を検討すべきである。</p> <p>そこで、前述「ミッキーマウス延命法」訴訟での敗訴を受けてローレンス・レッシング教授(スタンフォード大学)らが提案している「パブリック・ドメイン促進化法案」等を参考に、ベルヌ条約の最低基準である 50 年を超える期間の延長は著作権者が希望した場合に限定し、残り 20 年間の延長を希望するに当たっては「著作権者に少額(100 円程度)の手数料を納付させる」などの方法によって延長の意思表示をさせると言った手段を取り得ることが可能かどうか、検討を求める。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 54 条第 1 項及び 2、3、4 項 (2 項新設、現 2、3 項を新 3、4 項に移動) ※下線部分が追加箇所、取り消し線部分を削除、第 2 項を新設し現行 2、3 項を移動</p> <p>映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年(その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年)を経過するまでの間、存続する。但し、<u>第五十五条において定める手数料の納付を行わない場合は、五十年を超えて存続しないものとする。</u></p> <p><u>2 創作後四十七年以内に公表されなかつた映画の著作物の著作権は、その著作物の創作後七十年経過するまでの間、存続する。但し、創作後四十七年を経過してその創作後五十年を経過するまでの間に第五十五条において定める手数料の納付を行わない場合は、五十年を超えて存続しないものとする。</u></p>

(新 3、4 項省略)

著作権法第 55 条 ※新設

前条の規定に基づき映画の著作物の公表後(その著作物はその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後)五十年を超えて七十年を経過するまでの間、著作権を存続させることを希望する当該映画の著作物の著作権者は、公表後五十年(その著作物はその創作後四十七年以内に公表されなかつたときは、その創作後四十七年)を経過するまでの間に実費を勘案して政令において定める額の手数料を国庫に納付しなければならない。

2 前項に定める手数料は、当該映画の著作物の公表後(その著作物はその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後)四十七年を経過しなければこれを納付することができない。

3 前二項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの(第七十条、第七十八条第五項及び第一百七条第二項において「国等」という。)であるときは、適用しない。

附則 ※新設

第一条(施行期日) この法律は、平成□年一月一日から施行する。

第二条(平成一五年六月一八日法律第八五号附則との関係) この法律の規定は、平成一五年六月一八日法律第八五号附則第二条の適用を受ける映画の著作物全てに適用される。

第三条(映画の著作権の延長に係る手数料納付期間の経過措置) 改正後の著作権法(次条において「新法」という。)第五十四条の規定は、この法律の施行の際現において公表後(その著作物はその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後)五十年を経過し、六十七年を経過していない映画の著作物においては、第五十五条の「公表後(その著作物はその創作後四十七年以内に公表されなかつたときは、その創作後)五十年を超えて七十年を経過するまでの間」を「この法律の施行後三年を経過するまでの間」に、「公表後五十年(その著作物はその創作後四十七年以内に公表されなかつたときは、その創作後四十七年)を経過するまでの間」を「公表後(その著作物はその創作後六十七年以内に公表されなかつたときは、その創作後)六十七年を経過するまでの間」に、それぞれ読み替えて適用する。

第四条 この法律の施行後三年を経過するまでの間に公表後(その著作物はその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後)五十年を経過し、七十年を経過しておらず、新法第五十五条に定める著作権者による手数料の納付が行われない映画の著作物は、この法律の施行後三年を経過した時点でその著作権の存続期間を終える。

改正条項及び
内容

改正条項及び 内容	著作権法施行令第 11 条の 2 ※新設 <u>第十一条の二(映画著作物の保護期間の延長に係る手数料)</u> <u>法第五十五条の政令で定める手数料の額は、一件につき百円とする。</u>
団体名	知財系 BLOG 運営者会議